⑵　国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第28条第１項の規定に基づく収去又は検査をいう。）や販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反の輸入食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

⑶　再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

①　違反原因の調査及び報告

当該食品等の違反原因の調査を求め、結果が判明次第、報告を求める。法違反が発覚して３ヵ月を経過しても違反原因が判明しない場合にあっては、調査の進捗状況の報告を求める。

②　輸入再開時の改善結果報告

同一製品を再度輸入する場合にあっては、①の原因の調査を求め、改善が図られたことを確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、法違反となった項目の輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

⑷　法第55条の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者又は法違反により健康被害を発生させた若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因を改善させ、法違反の再発を防止させ、その他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を命ずる。

また、本省は、「食品衛生法第55条第２項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）（平成18年１月10日付け食安発第0110003号）」に基づき、違反率が概ね５％を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。検疫所は、違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

⑸　悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出や法違反又はその可能性の高い食品等の不正輸入など、犯罪があると思料するときは、告発するとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

⑹　違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については１年間に限り公表する。）。なお、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の回収、廃棄等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

８　国民への情報提供

本省及び検疫所は、ホームページ等により輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供する。

⑴　モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

⑵　二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

⑶　本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の８月を目途に公表する。また、４月から９月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

⑷　食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び関係府省庁と連携し、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行い、食品等の安全性について適切に理解されるよう努める。

⑸　その他

検疫所は、一般消費者を対象とした見学の受入れ等、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

９　その他監視指導の実施のために必要な事項

⑴　食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

⑵　検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、地方厚生局の助言を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第１

食　品　群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,900	6,750
	残留農薬	1,200	
	添加物	120	
	病原微生物	700	
	成分規格等	300	
	放射線照射	30	
	ＳＲＭ除去	2,500	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,300	10,400
	残留農薬	1,700	
	添加物	1,250	
	病原微生物	3,600	
	成分規格等	1,550	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	2,750	6,280
	残留農薬	1,600	
	添加物	300	
	病原微生物	1,100	